

2024 年 10 月

協力会社の皆様へ

支払方法の一部改正について

拝啓 貴社におかれましては益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて 中小企業庁より支払代金の更なる適正化が発出されたことにより弊社においても下記の通り支払い方法を変更いたしますのでお知らせ致します。

敬具

(変更内容)

1. 電子記録債権・支払手形の期日の短縮

新規及び既外注契約・材料資機材購入等における電子記録債権及び支払手形のサイトを一律 60 日とする。

2. 支払時における振込・電債発行手数料及び手形郵送料を弊社負担とする。

(変更時期)

2024 年 10 月支払い分より適用とする。

本変更に関わる協力会社皆様のお手続きは必要ございません。

本件におけるお問い合わせは下記までお願い致します。

丸磯建設株式会社 管理本部経理部

(電話) 03-5462-1622